

第6回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成19年8月20日

第5回委員会のまとめ「喫煙設備について」 (2-1)

- 例外的な地域である禁止地区内に喫煙設備を設けることは、例外の例外を認めることになるので、禁止地区指定の趣旨からすると無理があるのではないか
- 禁止地区内に喫煙設備を設けるにしても、禁止地区設定の趣旨とは矛盾してはならない。喫煙設備が分煙施設である限りにおいて、禁止地区設定の趣旨と矛盾しない。その場合の条件は、人通りとは十分距離をあける、都市景観の確保、場所の明確性である
- 条例の目的は、「市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保」であり、人に対して迷惑や危険を及ぼさず、かつポイ捨て行為をしないこと、副流煙などによる影響がない場所での喫煙は否定していない
- 喫煙（分煙）設備の設置は、試験的に必要最小限で試行するのがいい
- 禁止地区をアピールする為に、喫煙設備があってもいいのではないか

第5回委員会のまとめ「喫煙設備について」 (2-2)

- 喫煙設備の設置により、大阪市のメインストリートの中で路上喫煙の防止、市を挙げての運動、PRステーションの機能を持たせたい
- 喫煙設備の設置に税金を投入するのはどうか、たばこ関連業者が喫煙設備の費用負担をできるのか明らかにしないとイケない
- 候補となる地域は限られている。条件に見合う場所は、1・2箇所から3箇所ぐらいではないか
- 何らかの方法で「喫煙設備周辺」の場所を明確にするべきである
- 喫煙設備の仕様については、他の法規制との関係の整理や具体的な場所の問題もあり、大阪市に任さざるを得ない。答申としては場所を何箇所にするかどうかを盛り込むか、これも市に任せるかだが
- 次回に結論を出して中間答申につなげるという段取りで進めたい

「路上喫煙の防止に関する条例」と喫煙設備について

- 第2条 この条例において「路上喫煙」とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう
 - 2 この条例において「道路等」とは、道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く。）をいう
- 「道路等」以外での喫煙設備の設置については、条例では特に規定を設けていない
- 禁止地区の沿道等で、他人に迷惑や危険を及ぼさない場所への喫煙設備の設置については、条例の趣旨に反するものではない

禁止地区指定に伴う喫煙設備について「設置場所の条件について」

- (迷惑や危険の最小化)

喫煙によって他人に迷惑や危険を及ぼすおそれ比較的低い場所

- (場所のわかりやすさと広さ)

喫煙設備の存在が認知されやすい場所で、喫煙マナーやモラルの向上を訴える啓発物の掲示等を行うことができる広さのある場所

- (法規制のクリア)

道路等の通行の阻害要因にならない場所

道路等の管理者の許可等を得られる場所

禁止地区指定に伴う喫煙設備について「留意すること」

- 煙の対策として、灰皿の設置位置やパネル（壁）の位置などを工夫すること。
- たばこが燻らないように灰皿の底部に水をはれるタイプにすること
- 喫煙設備のある場所での喫煙可能区域を明確にするために路面になんらかの表示を行うこと
- 啓発用パネルに使用などにより、路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと
- 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫するとともに、景観に留意した設備とすること
- 喫煙設備の設置後についても、メンテナンス等の維持管理に努めること

禁止地区以外(努力義務地域)の喫煙設備について

- ポイ捨て防止の観点から設置している環境局の灰皿つき街頭ごみ容器については、現在交差点、バス停を中心に配置されている
- 交差点、バス停とも通行者が立ち止まり、迷惑を及ぼすことが考えられるので、他人に迷惑や危険を及ぼさないよう再配置を行う

「(仮称) 重点啓発推進地区」について(3-1)

- 地域での活動を担う市民・事業者などの地域の団体が主体
- 地域での啓発効果・PR効果のある地域
- 地域指定を随時行う
- 通行者に訴えて、理解を得ながら市民・事業者などの地域の団体が主体的に取り組みマナー意識を高めていく

「(仮称) 重点啓発推進地区」について(3-2)

○ 名 称

路上喫煙を防止のアピール効果のあるものとする

(例) 路上喫煙防止ゾーン 迷惑たばこ防止地区
ノースモーキングエリア 迷惑たばこ防止運動○○地区

○ 標 示

- ・当該地区であることを示す標示物（看板・のぼり・ポスターなど）の設置を検討
- ・行政が標示物を設置するが、地元地域の一定の負担を求める

○ 大阪市の協力（啓発活動）

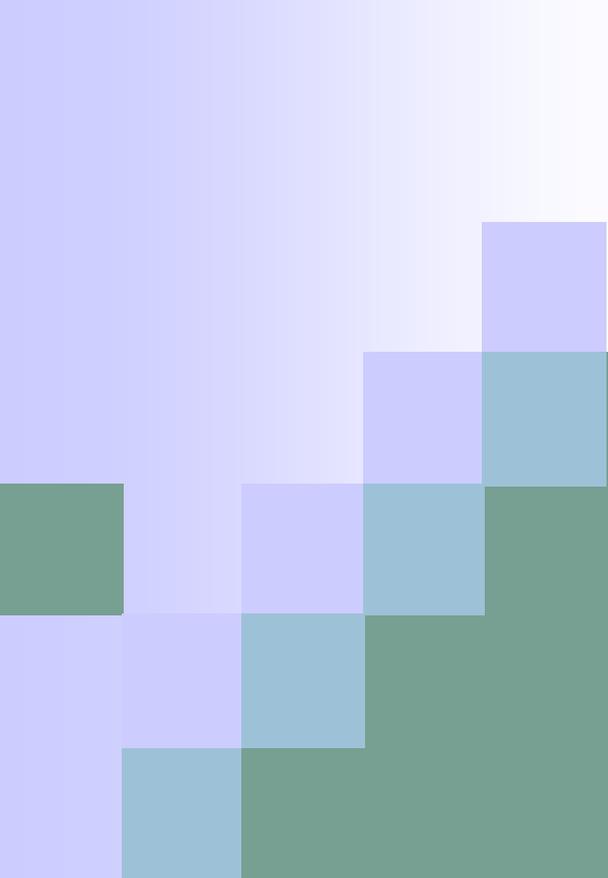
- ・啓発用ポスターや啓発用グッズの提供
- ・着ぐるみ等の派遣
- ・要請に応じて、地域主体の啓発活動に参加する

○ 活動のPR

大阪市のホームページなどで公表する

「(仮称) 重点啓発推進地区」について(3-3)

- 推進地区の選定
地域の申請に基づき選定することを検討する
- 候補地区のイメージ
 - ・ 商店会などが路上喫煙・ポイ捨て防止に取り組む商店街
 - ・ まち美化パートナーの活動地域で、まち美化パートナーがポイ捨て対策と同時に路上喫煙対策に取り組む地域
- ※まち美化パートナー制度（環境局）
ノーポイモデルゾーン内で市民や事業者に定期的に清掃や美化活動を依頼し、大阪市が必要な支援（ユニフォーム・清掃・啓発物品の交付等）を行う。
- 要綱等の作成
目的、定義、申請、指定、基準などを定める



第6回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

大阪市環境局

平成19年8月20日

街頭ビジョンCF放送 市内7箇所(4月23日から5月6日)



(小杉)
はああ～

C-8

(吉田)
おい小杉

12F
(17" 27F)



(小杉)
タバコ



(小杉)
ん？

C-9

(吉田)
それは
あかんやろ。

18F
(18" 15F)



(吉田)
ちやう



(吉田)
路上で
タバコすうなよ
迷惑やねん。

C-10

12F
(18" 27F)



(小杉)
タバコやん



(小杉)
なんやねん急に。

C-11

(吉田)
そういうルールが
できたんや。
知らんのかい。

20F
(19" 17F)



(吉田)
違ういうてねん



(小杉)
そういうて、ほなお前
それ、なんやねん？

C-12

(吉田)
これはええねん。

(小杉)
タバコやんけ
(吉田)
違うよ

1" 25F
(21" 12F)



(小杉)
タバコ
違ったら
なんやねん！



(小杉)
タバコや

C-13

3" 07F
(24" 19F)



(吉田)
あめちゃん。

♪～ (音楽)



(吉田)
違うよ

C-14

5" 11F
(30" 00F)



NA
迷惑タバコは
条例違反。

(吉田)
欲しい？

(小杉)
いらんわー！



「路上喫煙対策事業」周知セミナー及び
「路上喫煙防止」街頭キャンペーン(7月4日)



市役所前での指導員出発セレモニー
及び巡回・指導啓発(7月13日本庁前)



☆指導員による巡回指導及び啓発
7月13日～連日(土・日含む)

- ・指導・啓発件数 3,667 件
- ・内喫煙注意 2,359 件 (7月中)

環境事業センター パッカー車
車体ステッカー(7月～)



大阪市

もう少しで
たばこの火が顔に
あたりそうやってん。

たばこを持つ手は、ちょうど小さな子どもの
顔のあたりになります。

喫煙はマナーを守って決められた場所で

大阪市では「路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。
他人に迷惑や被害を与えるおそれのある路上喫煙はしないよう努めてください。

オーサカキング会場(7月28日から8月5日)
大阪城公園



環境事業センター普及啓発事業(4月～)

☆環境事業センター(11センター)
による街頭での普及啓発
・ 延べ3,053回



5月2日
阪急淡路駅前
(東北センター)



5月26日
天王寺動物園
(中部センター)



5月25日
天王寺区日出通商店街
(中部センター)

環境事業センター普及啓発事業(4月～)

☆ポスター等配布枚数

- ・ポスター 約4万枚
- ・リーフレット 約40万枚
- ・ポケットティッシュ 約50万枚



7月4日
市内主要拠点街頭キャンペーン
地下鉄あびこ駅前
(西南センター)



8月10日
天保山マーケットプレース
(西部センター)



定点調査結果

(路上喫煙実態定点調査)

平成19年6月29日、7月27日実施 (市内24箇所)

【路上喫煙禁止地区内】	平成18年度 平均 (3回実施)	平成19年6月29日 (禁止地区指定前)	平成19年7月27日 (禁止地区指定後)
淀屋橋交差点	1.3%	0.7%	0.5%
中央公会堂前交差点	3.0%	2.4%	1.9%
本町3丁目交差点	3.7%	1.6%	1.0%
新橋交差点	1.7%	2.4%	1.1%
難波東口横断歩道	2.0%	1.1%	0.9%
南海難波駅北側三角地	7.1%	8.0%	4.8%
上記6地点平均	2.6%	2.1%	1.3%
全市平均	1.8%	1.4%	1.2%

喫煙者率(%)

19. 8. 20

[審議資料]

「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について
(「喫煙設備のあり方について」)

審議結果報告書 (中間答申)

平成19年 月 日

大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

「大阪市路上喫煙対策委員会」では、平成19年4月25日、大阪市長から『路上喫煙禁止地区』にかかる考え方について」の諮問を受け、このうち第1の諮問項目である『路上喫煙禁止地区』の指定について」の中間答申（以下「第1回中間答申」という）を、6月28日に提出した。これに基づき、7月4日、市長は、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」（以下「禁止地区」という。）に指定したところである。

当委員会では、各諮問項目について引き続き審議を進めてきたが、このたび、ここに「喫煙設備の設置について」の審議結果をとりまとめた。

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）は、道路等の公共の場所の喫煙設備の周辺における喫煙については規制の対象外としており、その他の喫煙設備についても特に規定がなく、喫煙設備についての考え方を積極的に示してはいない。

しかし、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐという条例制定の趣旨に照らせば、喫煙設備のあり方も自ずと見えてくる。

当委員会は、路上喫煙による迷惑・危険の問題は、基本的にはマナーやモラルの問題である、という考え方を前提に、これまで、審議を進めてきた。

こうした考え方に立った検討の結果、「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、設備そのものが喫煙による迷惑・危険に配慮したものであることはもとより、さらに積極的にマナーやモラルの向上に資すべき啓発的意味合いを持たせるべきであるという結論に達した。

また、「禁止地区」以外の地域において既に大阪市が設置している吸殻容器（街頭ゴミ容器と一体のもの）についても、路上喫煙による他人への迷惑や危険を防ぐという条例の趣旨に沿って、再配置するべきある。

大阪市は、本答申に示した審議結果に基づき、マナー、モラルの向上により路上喫煙の迷惑・危険の防止するという目的意識をもって、喫煙設備の整備に取り組まれない。

1 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方

(1) 「条例」の趣旨および「禁止地区」指定の考え方

「はじめに」に記したように、「条例」の趣旨は、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐ、ということであり、また、当委員会としては、路上喫煙の被害の防止の効果は、マナーやモラルの向上によってもたらされる、と考えている。

「禁止地区」指定にかかる考え方もこれに沿ったものである。

当委員会では、「禁止地区」を指定する際の考え方・条件として、6月28日の第1回中間答申において、以下の点を挙げた。

- ① 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域であること。
- ② 通行者数が比較的多い地域であること。
- ③ 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域であること。
- ④ 地域の明確性を確保できること。

このうち、①、②は、「路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐ」という、「条例」の趣旨に沿った考え方であり、③は、「マナー、モラルの向上」を図るため、「禁止地区」に啓発効果・PR効果を期待したものである。(④は、過料徴収時における行為者等にとっての地区区分のわかりやすさの確保を念頭に置いたものである。)

(2) 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方

「禁止地区」指定に伴う喫煙設備についての考え方は、(1)のような、条例の趣旨や、「禁止地区」設定の考え方との整合性に鑑みて、次のように整理できる。

① 効果的な啓発機能、PR機能を有することが望まれる。

「第1回中間答申」において、「禁止地区」における規制は、「『禁止地区』における規制や啓発活動を見聞きする喫煙者のマナーの向上への契機となるというプラスの波及効果を持つ」とともに、「全市的に路上喫煙を抑制するPR効果をもたらすこと」を指摘し、「禁止地区」を指定しての規制が「大阪市が全市に向けて、ひいては全国に向けて、良好な喫煙マナーのあり方をPRし、率先してそれを普及拡大させていく」効果に期待する旨を記した（「第1回答申」3ページ）。

「禁止地区」内または隣接部分に設置する「喫煙設備」は、まず、このような「禁止地区」のもつ啓発・PR効果をさらに高めるものとして位置付けなければならない。

② 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

①の理由から、「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、「禁止地区」から遠く離れた場所ではなく、「禁止地区」またはその隣接部分に設置する必要があるが、同時に、この「喫煙設備」は、できる限り喫煙による迷惑や危険を及ぼさないという要件を満たさなければならない。「禁止地区」は、本来、路上喫煙による影響の大きな地域であるため、そのエリア内において「喫煙設備」を設置する場所を選定する場合には、「禁止地区」にはまれであると思われる歩行者の動線から離れた広い場所などを探して特に慎重に決定する必要があるし、「禁止地区」隣接地に設置する場合にも同様の注

意を払って設置場所を選定しなければならない。

2 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件

1 (2) に示した基本的な考え方に照らすと、「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件は次のとおりとなる。

① 迷惑や危険の最小化

設置場所は、人通りの多いところから十分距離をとるなど、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが高い場所を選定する必要がある。

② 場所の広さとわかりやすさ

喫煙設備が、路上喫煙マナー、モラルの向上のための啓発、PR効果をもつ、非喫煙者にも受け入れられるような分煙マナーのシンボル、いわば広告塔のような役割を担うことが望ましい。このためには、設置場所はある程度の広さが必要である。(広さは、①の迷惑や危険の最小化の観点からも重要である。)

また、啓発効果の観点からは、多くの人が認知しやすい場所、わかりやすい場所にあることが望まれる。

これらのふたつの条件に該当し、加えて以下の条件を満たす場所が、「喫煙設備」を設置することが適切な場所といえる。

③ 法規制のクリア

①②の観点から適地であっても、道路や交通等にかかる法規制をクリアしなければならない。これは、設備の仕様についてもあてはまる。

3 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点

1 (2) に示した基本的な考え方に照らすと、「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点は次のとおりとなる。

- ① 灰皿の設置位置の検討、壁・パネルの利用などにより、煙の浮流を最小限にとどめること。
- ② たばこが燻らないように灰皿の底部に水を張るなどの工夫をすること。
- ③ 喫煙設備周囲の喫煙可能区域を明確にするため路面に何らかの表示を行うこと
- ④ 啓発用パネルの使用などにより、路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと。
- ⑤ 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫するとともに、景観に留意した設備とすること。
- ⑥ 維持管理・清掃を適切に行うこと。

4 その他

① 「喫煙設備」の設置数について

上記2の条件を満たす候補地は、御堂筋等の「禁止地区」においてそう多くないと思われる。啓発・PR施設である側面も考え合わせると、3ヵ所以内で足りると考える。

② 設置後の評価、周囲への影響への対応

設置後も、利用者数を確認するなどして、喫煙設備が有効に機能しているか評価する必要がある。

啓発の表示についても、適宜内容を変更するなどして、効果的なPRに取り組むことが大切である。

また、設置したものの、周囲への喫煙による迷惑等の影響その他を総合的に勘案してやむをえないと判断される場合には、撤去や移設を行うべきである。

2007年（平成19年）8月20日

大阪市路上喫煙対策委員会 委員長 鬼迫明夫様

NPO法人 子どもに無煙環境を推進協議会

会長 若林 明 理事 野上浩志

たばここれす

代表 春本常雄, 野上浩志

〒540-0004 大阪市中央区玉造 1-21-1-702

Tel・Fax 06-6765-5020

路上喫煙禁止地区に「喫煙所」を設けることは、いかがなものでしょうか？

謹啓

これまで毎回傍聴をしてまいりました。第1回の折、傍聴席より発言させていただき、今後の委員会で発言させていただきたい旨、お願いしました。その理由の主たるものは、委員としてタバコ販売組合の方が入っているのに、禁煙推進を長年に亘って要請してきた側の委員が入れられず、この間の審議でも意見陳述の機会がないことが危惧されるためです。

8/20の委員会では、「喫煙所」設置の件が論議されると思われますので、関連した内容を含め、是非発言させていただきようようお願い申し上げます。

1. 無風という理想状態下で、ひとりの喫煙者によるタバコ煙の到達範囲は直径14メートルの円周内で、複数の喫煙者が同時に喫煙する場合はこの直径が2～3倍以上となる、とされています。 <http://www.nosmoke55.jp/action/0603okugai.html>
喫煙所を2カ所は設けるようなお話がありましたが、御堂筋にそのようなスペースがあるのかどうか、慎重な検討が必要かと存じます。
2. たばこ規制枠組条約第2回締約国会議（COP2）が、2007.6.30～7.5に、タイ・バンコクで、日本政府も参加して開催されました。この会議で、各国政府の全会一致で（日本政府を含め）、以下の「受動喫煙防止ガイドライン」が採択されました。
COP2の受動喫煙防止ガイドライン <http://www.nosmoke55.jp/data/0707cop2.html>

(1) この基となる「タバコ規制枠組み条約（FCTC）第八条」は、以下の条文です。

タバコ規制枠組み条約第八条【タバコの煙にさらされることからの保護】

(1) 締約国は、タバコの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。

(2) 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるタバコの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択

及び実施を積極的に促進する。

- (2) ガイドラインの 24 では、「第 8 条は、すべての屋内の公衆の集まる場所、すべての屋内の職場、すべての公衆のための交通機関そして他の公衆の集まる場所（屋外あるいはそれに準ずる場所）を完全禁煙として「例外なき（受動喫煙からの）保護を実施する義務」を課している。……すべての締約国は、その国における WHO 枠組み条約発効後 5 年以内に例外なき保護を実現するよう努力しなければならない。」が盛り込まれています。
- (3) ガイドラインの 27 では、「本協定の条文は、すべての「屋内」の公衆の集まる施設だけでなく、「他の」（つまり屋外あるいはそれに準ずる）公衆の集まる施設も「適切な」場合は完全禁煙とするよう求めている。」が盛り込まれています。
- (4) この F C T C、及びのガイドラインを遵守すべき責務のある日本政府は、5 年以内の 2010 年 2 月 27 日までに（2 年半後）、日本国内で、これらの全面禁煙の法的措置を進める必要があります。そうでなければ、世界各国は対策を進め、日本だけ取り残されることになるでしょう。
- (5) 以上の国際的動きを踏まえるならば、路上喫煙禁止地区に「喫煙所」を設けることは、いかがなものでしょうか？

3. タクシーの全面禁煙が全国的に広がり、大阪においても検討されているところですし、交通機関の全面禁煙も広がり、飛行機内の全面禁煙（国際線を含め）は既に数年を経ています。このような趨勢の中で、今、大阪市の路上喫煙禁止地区に「喫煙所」を設けることは、他市への見本、また大阪市の評価に関わることにならないでしょうか。

4. なお、御堂筋の路上喫煙禁止地区指定について、グレーゾーンについても条例の趣旨から含めるべきかと考えますが、どのようなお考えでしょうか。

以 上